

令和5年3月
丸亀市農業委員会定例総会
議事録

令和5年3月20日開会

丸亀市農業委員会

令和5年3月 丸亀市農業委員会定例総会 議事録

開催日時 令和5年3月20日(月) 午前9時30分～午前10時45分

開催場所 丸亀市生涯学習センター 4階講座室1

出席委員 38人

農業委員 15人

- | | | | |
|----------|----------|-----------|-----------|
| 1. 大西 貴久 | 5. 横井 英明 | 10. 松岡 正雄 | 14. 登倉 賢仁 |
| 2. 宮武 雅毅 | 6. 葛原 忠嗣 | 11. 松岡 繁 | 15. 大林 孝行 |
| 3. 尾野 弘季 | 7. 大口 年昭 | 12. 平池 收 | 16. 松下 孝江 |
| 4. 石井 廣喜 | 8. 高吉 和博 | 13. 谷本 公紀 | |

農地利用最適化推進委員 23人

- | | | | |
|----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 元木 繁雄 | 9. 大橋 正長 | 19. 喜來 聖則 | 28. 平田 正男 |
| 2. 長岡 正一 | 11. 吉田 一美 | 20. 宮本 政信 | 30. 谷本 憲司 |
| 3. 川西 克 | 12. 川向 進 | 22. 宮瀧 博泰 | |
| 5. 小松 保博 | 13. 渡邊 秀信 | 24. 新居 俊孝 | |
| 6. 坂井 清照 | 15. 山地 正詞 | 25. 竹田 久義 | |
| 7. 内田 久夫 | 16. 岡原 徹 | 26. 秋山 悦郎 | |
| 8. 楠 和治 | 18. 遠城 昌宏 | 27. 土居 修二 | |

欠席委員 6人

農業委員 1人

9. 久米 彰義

農地利用最適化推進委員 5人

- | | | | |
|-----------|----------|-----------|-----------|
| 10. 豊嶋 光治 | 17. 増田 澄 | 21. 津郷 憲一 | 23. 松永 哲之 |
| 29. 谷淵 繁夫 | | | |

農業委員会事務局出席者

事務局長 小西 裕幸
事務局次長 大西 良明
主査 岩崎 正英
主任 中山 弘美
主任 山根 大雅

その他の出席者

公財) 香川県農地機構 農地集積専門員 本条 輝也
農林水産課 谷本 孝二
農林水産課 吉村 紀哉

議事日程

農政に関する議題

1. 丸亀市農業委員会情報公開条例等施行規則の一部改正について
2. 丸亀市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について
3. その他

報告

1. 定例農家相談会の開催結果について
2. その他

土地に関する議題

- 議案第11号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第12号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第13号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第14号 農用地利用集積計画の決定について
議案第15号 許可後の事業計画変更申請について

報告

- 報告第6号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第7号 農地法第18条第6項の規定による通知確認について
報告第8号 許可後の取消願について

令和5年3月丸亀市農業委員会定例総会議事録 午前9時30分 開会

●事務局長（小西裕幸君） 皆さん、おはようございます。本日はお集まりいただきまして、ありがとうございます。農業委員会定例総会を開催する前に、この3月末で、農地中間管理機構の本条集積専門員が異動になりますので、一言だけ挨拶させていただきます。

●香川県農地機構（本条輝也君） 農地機構の丸亀担当の本庄です。皆さん、いつもお世話になっています。皆様方と2年9か月ほど、それ以前からおつき合いしている方もいらっしゃると思いますが、私は7年1か月ぐらい丸亀担当だったのですが、3月末で事務局へ移ることになりましたので、一言挨拶いたします。皆様方の顔を眺めていると、いろいろな思い出が出てくるのですが、いろいろ長い間、農地の集積にご協力いただき、誠にありがとうございました。しばらくの間、飯山には集積専門員がいませんが、綾歌に馬場がいますので、綾歌の方へご相談いただいたらと思います。また、後任もまいると聞いていますので、その時にはどうぞよろしく願いいたします。私も県下一円、いろいろお伺いすると思いますので、またお世話になります。今後とも農地機構、よろしくお願いいたします。今日はありがとうございました。

●事務局長（小西裕幸君） 本条様、ありがとうございました。それでは、定刻が参りましたので、ただ今から令和5年3月の農業委員会定例総会を開会いたします。まず、本日机の上にお配りしています資料の確認をお願いいたします。本日の資料として、①総会の次第（裏面に定例農家相談会開催結果と次回の日程）です。以上となります。先に送っている議案と一緒に机の上にお出してください。それでは、活動記録簿をお出してください。本日の総会出席も忘れずに、お隣と確認しながら出席の記録をお願いします。持参されていない方は帰宅後、記入をお願いします。次に、携帯電話は電源を切るかマナーモードをお願いします。それでは、会長よろしくお願い致します。

●会長（松岡繁君） 皆さん、おはようございます。ご出席をいただきまして、どうもありがとうございます。4月1日から新しい年度になるわけですが、昨年、法案が成立しました改正農業経営基盤強化促進法というのが、4月1日から施行されることとなります。中身はいろいろあるのですが、その中の一つに、5年、10年後の農地をどうするか、その「地域計画」、今までの「人・農地プラン」を「地域計画」ということに昇格させて、地域計画を作りなさい、それから、来年度から2年間で作りなさいということになっています。農業委員会としては役割が決められていて、前にアイレックスでも研修があったので覚えていると思いますけれども、「現況地図」を作る、その一筆ごとの連携の地図を作り、それに基づいて、市の農林水産課が中心となって、各関係機関と連携をして、地域へ出向いて、そこで意見交換をしながら、机上のプランでなくて、実質的な「地域計画」を作りなさいということになっているわけです。その計画を作ったから、今の農業が発展するかといったら、そう簡単ではないと思います。その地域での話し合い活動をどう進めるかということで、農業会議が全国でも有名な先生を呼んで、3月に入って3回、研修するというので、2回目の研修

に私も参加して参りました。1回目は行けなかったのですが、3回目が30日にあることになっています。非常に長い研修だなと思ったのですが、非常に参考になる研修でした。その話のメモを取ったのをお配りしましたので、その話をします。話し合いスキルアップ研修メモです。今までの座談会というのは、人が大勢集まって、こっちから説明して、向こうで2、3人が質問したあとの人はもう黙って何も言わないという座談会ですが、もうそういう段階ではいけないということです。座談会は雰囲気大切である。明るく前向きな雰囲気にする。楽しかったと思える会議にする。テーブルの設定は口の字とか学校方式とかでなくして、机を二つ並べて、グループ分けをして5、6人ぐらいで話し合いをする。お茶とかお菓子をたくさん置いて、小さな花の飾りつけをして、雰囲気づくりをする。一部の人しか発言しない会議から脱却して、全員が発言できる座談会にする。全員の発言は、十分に自分の意見が言えたという満足感をもたらす。1人1分の自己紹介から始める。発言には大きな拍手をする。口で話す会議から紙に書き出す会議にする。ユニークなアイデアを出し合う。結論の出し方は、多数決ではやっぱり不満が残る。少数意見が無視される。合意されていないと感じる。そこで付箋を活用する。もうそこへ書くのはもう何でもいから根拠はいらない。言ったことに責任はない。できそうもないことをも考える。できそうなことはもうありきたりになる。とにかく、たくさん書き出す。量は質を担保する。一枚に一つだけ書く。意見を出そうとしないで、夢みたいなことを書く。短時間で急がせる。発言力の弱い人の意見を反映できる。口下手な人はなかなか発言できないので、そういう意見も取り上げられるということです。理想の会議の条件とは、全員の発言、他人の意見を聞く、時間は短くて、時間を守る。また急がせることによって、真剣に考えるようになる。言い合うのではなく聞き合う。付箋に書かせる。付箋紙に書き出させるときの書かせ方です。自分の意見を変えてくださいとは言わない。意見を相手くれと言われたら、緊張して一つか二つかしか出てこない。何でもいから思いついたことをたくさん書いてというと、発言力の弱い人の意見をそこで反映させていく。付箋に書き出した意見を似たようなグループで分ける。他人の意見にああそうかと思った意見にピンク色の付箋紙で張りつけていく。意見の整理は自分たちでさせる。みんなで話し合ったという一体感が生まれる。グループごとに3つにまとめて発表する。1人、3票をもって、グループごとに投票する。自分のグループには投票はできない。他のグループに投票する。アイデアのネタ集になる。具体的に話し合う。みんなで考えて作った意見となる。それをまちづくりにつなげていく。実行できないアイデアはない。遊び心で、頭を柔らかく。地域計画で一筆ごとにどうするかという座談会は農地を守るだけでなく、地域の将来を創っていくための話し合いの場である。30日には、地図を置いて、進め方の講義をするということです。また、皆さんに還元したいと思っています。それから、今日最後に農業会議から来ていただいて、タブレットの使い方の話があるようです。

それでは、座って議事を進めます。本日の出席委員は15人で、過半数の方が出席されていますので、総会が成立していますことを報告いたします。本日の議事録署名委員は、10番の松岡正雄委員と12番の平池委員にお願いしたいと思います。それでは、農政に関する議題に入りたいと思います。本日提案の議題を

事務局より読み上げます。

●事務局長（小西裕幸君） 失礼します。本日の農政に関する議題として、議題1「丸亀市農業委員会情報公開条例等施行規則の一部改正について」、議題2「丸亀市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」、議題3その他として、「実質化された人・農地プランの変更について」です。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●会長（松岡繁君） それでは、議題1「丸亀市農業委員会情報公開条例等施行規則の一部改正」について、事務局より説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） 失礼します。それでは、事前にお送りしていますA4横型の1枚で右上に3月総会資料と書いてある資料をご用意ください。丸亀市個人情報保護法施行条例の制定については、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部が施行されることにより、個人情報の保護に関する法律が改正され、地方公共団体において、個人情報保護法が直接適用されることになるため、既存の条例を全部改正するなど、所要の改正を行うものです。これに関して、丸亀市農業委員会情報公開条例等施行規則が、ご覧の通り、改正後の部分に書いていますが、4月1日から一部改正されるものです。以上です。

●会長（松岡繁君） この件について、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ないようですので、「丸亀市農業委員会情報公開条例等施行規則の一部改正」については、改正を進めます。

次に、議題2「丸亀市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について、事務局より説明をお願いします。

●事務局長（小西裕幸君） 失礼します。資料として、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」A4：2枚ホチキス止めをご覧ください。2月の定例総会・推進委員連絡会で、「丸亀市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針」についての案を説明させていただき、2月末までにご意見があれば提出をお願いしていましたが、ご意見等ありませんでした。このことを役員会に報告しまして、先月お渡ししました「丸亀市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針」については、先月お送りしました案で修正なしということで決定させていただきます。この内容で決定とさせていただき、市ホームページに掲載いたします。この指針が、令和5年度末までの農地利用の最適化の推進の目標となりますので、農地等利用の最適化が図られますよう、活動の方よろしくお願いいたします。以上です。

●会長（松岡繁君） それでは、この指針を基に、農地利用の最適化の推進のための活動をお願いいたします。

次に、議題3その他として、「実質化された人・農地プランの変更」について、農林水産課から課長と、吉村さんがおいでになっていますので、説明をお願いいたします。

●農林水産課（谷本孝二君） 皆さん改めましておはようございます。農林水産課の谷本です。どうぞよろしく申し上げます。貴重なお時間をいただきまして「人・農地プランの変更等」について、ご提案を申し上げて、ご協議の方いただけたらと思います。「人・農地プラン」につきましては、松岡会長からお話がありましたように4月1日の農業経営基盤強化促進法の改正により地域計画ということで、令和5年度から農業委員会事務局と話し合いをしながら作業を進めていこうと思っています。今回、お話するのは現在ある「人・農地プラン」、平成26年ぐらいから立てているのですが、その当時の農協の支店単位で地域をくくり、その中の担い手の方、認定農業者とか集落営農法人とか、そういった方を中核的担い手として位置付けて、計画を立てていますので、この計画に載っていないと、その認定農業者等が今後事業を拡大するにあたっての補助事業等ができませんので、そういった形で間違いなくもれなくということで、名前をはめています。詳細につきましては、担当の吉村からご説明をさせていただきますので、どうぞよろしく申し上げます。

●農林水産課（吉村紀哉君） 皆さん、おはようございます。先ほど課長からも説明がありましたが、「人・農地プラン」の年度更新につきまして、皆様のご承認をいただきたく、この場をお借りして、ご説明いたします。資料については、お手元のA4サイズの「実質化された人・農地プランの変更について」という資料をご覧ください。「人・農地プラン」については、本市において令和3年6月30日に実質化を完了し、ホームページで公開しているところであります。「人・農地プラン」について、年に1回、中心経営体リスト等の見直しを図り、その内容を県や国に報告する必要があります。今回は令和4年度中に新たに認定農業者、認定新規就農者となられた方の追加、また離農された方等の削除を行いたいと思います。そこで資料をご覧ください。ご覧の通り、追加が9件、属性変更が2件、消去が7件あります。追加の内訳については、認定新規就農者が4名、認定農業者が5名、令和4年度中に新たに認定を取られましたので、中心経営体リストに追加しました。あと消去については、お亡くなりになられた方、あとお子さん等に経営移譲された方等を含めて、中心経営体リストから削除しました。中心経営体リストの見直しに関して、この内容で特に問題がなければ、皆様のご承認をいただきたいと思います。私からは以上です。よろしく願いいたします。

●会長（松岡繁君） 説明が終わりました。この件について、ご質問等ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ないようですので、ただ今説明していただきました件については、承認ということにしたいと思います。

それでは、報告・連絡事項に移ります。報告1「定例農家相談会の開催結果」について、事務局から報告いたします。

●事務局長（小西裕幸君） 前回の農家相談開催結果を報告いたします。飯山市民総合センター開催分は2月27日月曜日、登倉委員で、市役所本庁開催分は3月6日月曜日、高吉委員で、綾歌市民総合センター開催分は3月10日金曜日、平池委員で、それぞれ9時から11時まで行い、飯山市民総合センター開催時に1件

相談がありました。相談の内容は、隣接する農地の雑草についての苦情でした。自分が耕作する農地の隣に背丈以上に雑草が伸びた農地があり、この状態が十数年続いているそうです。所有者は数年前に亡くなっていて、相続人はいないらしいとの話で、これまでは境界に沿って2m幅ぐらいで自主的に草を刈られていたそうです。この農地について、何とかならないかとの相談であり、相談者には所有者を調べて対応する話になりました。そして、この農地について、相続人がいないという話もあったので、法務局で登記簿、公図等を取って調べたところ、権利者の欄は、所有者は、亡●●相続財産となっていました。また、現況は、コンクリート畦畔がまっすぐに伸びている状態ですが、公図では、境界線がかなり相談者の田へ食い込んでいるような図になっていました。農業委員会としては、指導を行うにしても所有者がはっきりしていなくて、境界も現状とかなり違うようなので判断が難しいと思われまます。ただ、現地は5年度か6年度に地籍調査が入る予定らしいので、調査により所有者と境界が明確になるのを待たれてはどうかとの結論になりました。後日、相談者宅を訪問し、ご家族の方に調査の経緯と地籍調査を待って再度ご相談いただくようお願いをしました。次に、次回の農家相談会の開催予定について、お知らせします。飯山市民総合センター開催分は3月27日月曜日、大林副会長、市役所本庁開催分は4月5日水曜日、大西委員、綾歌市民総合センター開催分は4月10日月曜日、久米委員の担当で、それぞれ9時から11時までとなっています。「農家相談の手引き」をお持ちの上、ご出席ください。以上です。

●会長（松岡繁君） ただ今の報告について、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特にないようです。その他で報告事項はありませんか。

●事務局長（小西裕幸君） 1件報告いたします。先月、農業委員・推進委員募集の見本をお渡ししました。農業委員・農地利用最適化推進委員の募集要領及び申請用紙を3月22日から各市民総合センターや各コミュニティセンター等で配置していただくようお願いしています。また、市のホームページでは本日から募集要領及び申込書データをダウンロードできるようにいたします。申請書の受付は4月3日月曜日から5月1日月曜日まで、直接農業委員会事務局へお持ちいただくか、期限内に郵送で送付していただくかになります。よろしくお願ひします。書類の内容は、2月に渡しました見本と変更はありませんので、見本でお渡ししている様式を使われても構いません。よろしくお願ひいたします。

●会長（松岡繁君） ただ今の件について、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ないようですので、報告事項を終わります。

続いて、農地に関する議題に移りたいと思います。本日提案の議題を事務局より読み上げます。

●事務局長（小西裕幸君） 本日の土地に関する議題として、

議案第11号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、

議案第12号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、
議案第13号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、
議案第14号「農用地利用集積計画の決定について」、
議案第15号「許可後の事業計画変更申請について」、
報告として、

報告第6号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」、
報告第7号「農地法第18条第6項の規定による通知確認について」、
報告第8号「許可後の取消願について」です。

以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

●会長（松岡繁君） それでは、議案第11号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） 失礼します。それでは、議案の1ページをご覧ください。位置図と一緒に、ご審議よろしくお願ひします。議案第11号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」です。案件は3件です。

1番、新田町・・・面積728.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、労働力不足により経営規模縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。申請地で柑橘を作付けするという計画が提出されています。

2番、柞原町・・・面積948.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、高齢化により経営規模縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ贈与による所有権移転を行うものです。申請地で花卉を栽培作付けする計画が提出されています。

3番、土器町東二丁目・・・合計面積1,013.59㎡【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。

以上3件、申請があった案件につきましては、審査基準のうち農地法第3条第2項第1号、譲受人の農地の耕作状況、保有している機械の能力等の状況、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供される農地の全てを効率的に利用できると見込まれる全部効率利用要件、また、農作業について従事すると見込まれる日数について同項第4号の農作業常時従事要件、及び第5号の耕作の用に供する陸地部30アールの下限面積要件、並びに第7号の周辺地域との調和要件の審査基準並びに例外規定などにより全てを満たすものであり、農地法第3条第2項各号の禁止事項には該当しない又は適用されないため、許可相当と考えています。ご審議よろしくお願ひします。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ただ今の説明に対して、ご質

問等はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●会長(松岡繁君) 特にないようですので、採決をいたします。議案第11号「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、整理番号1番から3番の各案件を、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

●会長(松岡繁君) ご異議ないようですので、議案第11号「農地法第3条申請」3件は原案の通り許可することに決定いたしました。

次に、議案第12号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長(大西良明君) 2ページをお開きください。議案第12号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」です。案件は5件です。

1番、金倉町・・・面積452.00㎡【議案読み上げ】

この申請地は、昭和35年ごろ建物敷地として造成し、現在まで宅地として利用してきました。今回、当該地について、農地法の許可申請を行っていないことを知り、無断転用に該当することを知った申請者によって無断転用の解消を図り、引き続き宅地として利用するものです。申請地は、農用地区以外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

2番、三条町・・・面積0.50㎡【議案読み上げ】

この案件は、申請地に営農型太陽光発電設備の建築整備を図るものです。申請地は農用地区域外農地で、第2種農地に区分されますが、令和8年3月16日までの一時転用であり、転用できるものと考えます。なお、この案件は、平成29年3月に一時転用の許可を受け、今回更新の手続きを行うものです。

3番、天満町一丁目・・・面積651.00㎡【議案読み上げ】

この申請地は、昭和47年ごろ建物敷地として造成し、現在まで宅地として利用してきました。今回、当該地について、農地法の許可申請を行っていないことを知り、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図り、引き続き宅地として利用するものです。申請地は、第一種住居地域の指定がされ、第3種農地に区分されます。

4番、綾歌町富熊・・・合計面積0.15㎡【議案読み上げ】

この案件は、申請地に営農型太陽光発電設備の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地で、第2種農地に区分されますが、令和8年1月31日までの一時転用であり、転用できるものと考えます。なお、この案件は、今回更新の手続きを行うものです。

3ページをお開きください。

5番、飯山町下法軍寺・・・面積793.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、申請地に貸老人ホーム用地の造成整備を図るものです。申請地は、第一種中高層住居専用地域の指定がされ、第3種農地に区分されます。なお、この申請地は、平成31年ごろから造成し、現在まで資材置き場として利用してきましたが、今回の申請をもって、あわせて無断転用の解消を図るものです。

以上5件、申請があった案件につきましては、地区の委員に現地調査をしていただき、問題ないことを確認しています。また、転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また、資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障は無く、被害防除措置も適切であるなどの一般基準など、審査基準をすべて満たすものであることから、問題ないものと考えております。ご審議よろしく申し上げます。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。これより質疑に入りたいと思います。

その前に、営農型太陽光発電については、柱が立っているところだけの面積が記載されていますが、参考のために全体の面積を説明してください。営農型太陽光発電については、通常栽培の収穫量の8割に満たない場合があるので、厳しく見直しをしようかということが言われていますが、何を作っていて、どのような栽培状況になっているか、あわせて説明してください。それから質疑に入りたいと思います。

●事務局次長（大西良明君） 第4条議案に係るご質問ですが、2番の申請が、農地面積は1,297㎡で水稻が作付けされています。4番の申請が、農地面積は合計760㎡でミョウガが作付けされています。

●会長（松岡繁君） ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ないようですので、採決をいたします。議案第12号「農地法第4条第1項の規定による許可申請」について、整理番号1番から5番の各案件を許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ご異議ないようですので、本案件5件は許可相当として、委員会意見書を添付の上、県へ進達することにいたします。

次に、議案第13号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） それでは、4ページをお開きください。議案第13号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」です。案件は17件です。

1番、金倉町・・・面積460.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、非農家の自己住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。なお、この申請地は、昭和35年ごろ一部造成し、現在まで宅地として利用してきましたが、今回の申請をもって、あわせて無断転用の解消を図るものです。

2番、山北町・・・合計面積 1,394.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、宅地分譲6区画の造成整備を図るものです。申請地は、第一種低層住居専用地域の指定がされ、第3種農地に区分されます。

3番、柞原町・・・合計面積 271.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、貸住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における工事の選定理由により転用できるものと考えます。なお、この申請地は、許可を受ける前に既に造成してしまいましたが、今回の申請をもってあわせて無断転用の解消を図るものです。

5ページをお開きください。

4番、飯野町東二・・・合計面積 332.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、非農家の自己住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

5番、垂水町・・・合計面積 1,229.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、地上権の権利設定を行い、太陽光発電パネル7基の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。なお、この案件は、報告第8号に関連します。

6番、垂水町・・・面積 0.46 m²【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、営農型太陽光発電設備の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地で、第2種農地に区分されますが、令和15年4月7日までの一時転用であり、転用できるものと考えます。なお、この案件は、更新の手続きを行うものです。

7番、垂水町・・・面積 0.52 m²【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、営農型太陽光発電設備の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地で第2種農地に区分されますが、令和15年4月7日までの一時転用であり、転用できるものと考えます。なお、この案件は更新の手続きを行うものです。

6ページをお開きください。

8番、垂水町・・・面積 0.39 m²【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、営農型太陽光発電設備の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地で第2種農地に区分されますが、令和15年4月7日までの一時転用であり、転用できるものと考えます。なお、この案件は更新の手続きを行うものです。水稻を作付けしています。

9番、垂水町・・・面積 328.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、分家住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和4年12月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

10番、綾歌町岡田下・・・面積766.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、太陽光発電パネル6基の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

11番、綾歌町岡田下・・・面積902.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、太陽光発電パネル4基の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

7ページをお開きください。

12番、綾歌町岡田西・・・合計面積8,901.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、太陽光発電パネル35基の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

8ページをお開きください。

13番、綾歌町岡田西・・・面積256.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、農業のための宅地拡張整備を図るものです。申請地は、農地法上、第1種農地に区分されますが、農業用地として利用されるものであることから、原則、第1種農地の転用は不許可ですが、許可基準の例外に該当するものと考えます。なお、この申請地は、一部住宅への進入路として利用していましたが、今回の申請をもってあわせて無断転用の解消を図るものです。

14番、綾歌町富熊・・・面積1,244.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、特定建築条件付売買予定地住宅4棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和4年12月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における工事の選定理由により転用できるものと考えます。

15番、飯山町下法軍寺・・・合計面積1,323.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、貸老人ホーム用地の造成整備を図るものです。申請地は、第一種中高層住居専用地域の指定がされ、第3種農地に区分されます。

16番、飯山町真時・・・面積108.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、貸資材置場の造成整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農

地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

9ページをお開きください。

17番、飯山町東坂元・・・合計面積3,194.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、宅地分譲10区画の造成整備を図るものです。申請地は、第1種住居地域の指定がされ、第3種農地に区分されます。

以上17件、申請があった案件につきましては、地区の委員に現地調査をしていただき、問題ないことを確認しています。また、転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また、資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障は無く、被害防除措置も適切であるなどの一般基準など、審査基準をすべて満たすものであることから、問題ないものと考えております。ご審議よろしくお願ひします。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。ただ今の説明に対して、ご質問等はありませんか。

その前に、5番ですが、太陽電池モジュール7基、電柱1本、キュービクル1基と他の設備と違うのですが、どこが違うのですか。

●農業委員（大口年昭君） 5番は地上権の設定になっていますが、理由は何ですか。

●事務局次長（大西良明君） 議案の説明でも申しましたが、報告第8号に関連しますので、報告第8号のところで説明いたします。

●事務局長（小西裕幸君） 失礼します。請議案第5号の説明をいたします。内容が、太陽電池モジュール7基、電柱1本、キュービクル1基となっています。太陽電池モジュール7基というのは、7つの塊に分かれている太陽光パネルで、それぞれ枚数は違いますが、78枚、28枚、36枚、44枚、52枚、84枚、あと58枚の7つの塊が分かれていて、それぞれが一基ずつと数えて、変圧器のことをキュービクル、こちらが一基、それからその変圧した分を電線に流す電柱が1本となっています。

●会長（松岡繁君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ないようですので採決をいたします。議案第13号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、整理番号1番から17番までの各案件を許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ご異議ないようですので、本案件17件は、許可相当として、委員会意見書添付の上、県へ進達することにいたします。

続きまして、議案第14号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） それでは、10ページをお開きください。議案第14号「農用地利用集積計

画の決定について」です。10ページから32ページにかけて記載しています。

申請件数は合わせて、43件、筆数85筆、面積81,911.00㎡です。

詳細は、表の通りです。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項等の要件を満たしていることから、問題ないものと考えます。ご審議よろしく申し上げます。

●会長（松岡繁君） ただ今の説明に対して、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ご異議ないようですので、議案第14号「農用地利用集積計画の決定」43件の各案件について原案通り処理していくことにいたします。

続いて、議案第15号「許可後の事業計画変更申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） 33ページをお開きください。議案第15号「許可後の事業計画変更申請について」です。案件は1件です。

1番、西本町一丁目・・・面積577.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、平成30年1月17日、分譲住宅3棟の建築整備を図る計画で、農地5条の許可を受けていましたが、諸般の事情により工期を延長するため事業計画を変更したいとの申請がありました。以上、ご審議よろしく申し上げます。

●会長（松岡繁君） ただ今の説明に対して、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特にないようですので、本案件については、許可相当として、委員会意見書を添付の上、県へ進達することにいたします。

それでは、報告事項に入ります。報告第6号「農地法第3条の3第1項の規定による届け出について」、報告第7号「農地法第18条第6項の規定による通知確認について」、報告第8号「許可後の取消願について」は、一括して事務局から報告をいたします。

●事務局次長（大西良明君） それでは、34ページをお開きください。報告第6号「農地法第3条の3第1項の規定による届け出について」です。報告は3件です。

1番、川西町北・・・合計面積6,620.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、令和5年1月23日、相続により農地を取得したものです。委員会によるあっせん等の希望はありません。

2番、川西町北・・・合計面積3,971.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、令和5年1月23日、相続により農地を取得したものです。委員会によるあっせん等の希望は

ありません。

35ページをお開きください。

3番、綾歌町栗熊東・・・面積1,558.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、令和4年3月17日、相続により農地を取得したものです。委員会によるあっせん等の希望はありません。

36ページをお開きください。報告第7号「農地法第18条第6項の規定による通知確認について」です。報告は1件です。

1番、垂水町・・・面積844.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、残存小作の設定がされていたものですが、農業廃止のため、賃借人主導により離作補償なく合意解約するものです。

続いて、37ページをお開きください。報告第8号「許可後の取消願について」です。報告は1件です。

1番、垂水町・・・合計面積1,229.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、令和4年12月16日に、太陽光発電設備の建築整備を図る計画で、農地法5条の規定により、所有権移転の許可を受けていましたが、許可に係る権利の種類の変更のため、農地法第5条の規定による許可の取消願を行うものです。議案第13号5番で説明した通り、改めて地上権を設定する申請が出てきたものです。

報告は以上です。

●会長（松岡繁君） ただ今の報告事項について、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 以上をもちまして、3月総会の議案審議並びに報告事項はすべて終了しました。これをもって閉会といたします。最後に事務局から連絡事項です。

●事務局長（小西裕幸君） 来月の定例総会等の開催日程についてお知らせします。まず、現地調査ですが、農地転用等の申請の締切が4月5日水曜日になります。現地調査は7日金曜日でお願いいたします。関係委員には、6日木曜日に連絡いたしますので、予定を空けておいてください。

それから、来月の定例総会は4月20日木曜日、午前9時30分から、本庁2階のいつもの会議室で開催いたします。農業委員、推進委員、合同で行う予定ですので、忙しい時期ですが、全員のご出席をお願いいたします。通知を議案書と一緒に送りますので、再度ご確認をお願いします。最後に次長から連絡があります。

●事務局次長（大西良明君） 3月末までの活動記録を今日お持ちの方は、すぐ提出してください。年度末の集計をしなくてはならないので、もう3月については6日に満たなくても結構ですので、提出をよろしくお願いします。今日、忘れていた方は、明日以降、綾歌・飯山センターに持っていか、本庁事務局まで持ってきてください。

それと、今年度の活動記録セットが農業会議から届いていませんので、4月に皆さんにお配りする予定にしています。4月分の活動記録は、お送りしています用紙に記載をしてください。以上です。

●事務局長（小西裕幸君） それでは本日の総会議案すべて終わりました。

（午前10時45分終了）